

## がん登録等の推進に関する法律に係る審議について

平成 28 年 1 月 14 日  
熊本県健康づくり推進課

## 1 趣旨

- ・ がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）では、がん情報の登録に係る知事の権限及び事務の委任を行う場合、委任の相手方を「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」として指定することとなっている。
- ・ その指定に当たっては、審議会の意見を聴くこととなっていることから、「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」を指定することについて、本審議会に諮問するものである。
- ・ 本県では、現在、がん登録業務を委託により実施しており、今後も、登録業務を委託により実施することとしている。

## 2 指定の内容について

## (1) 指定機関名等

名 称：公益財団法人熊本県総合保健センター  
所 在 地：熊本市東区東町 4 丁目 1 1 番 1 号  
設立目的：公衆衛生の重要課題であるがん及びその他の生活習慣病予防の為に、検（健）診、保健指導を行い、県民の健康向上に寄与する。  
代 表 者：理事長 福田 稠（熊本県医師会会長）  
職 員 数：146 名（平成 27 年 3 月 31 日現在）

## (2) 権限及び事務の委任の内容

法第 24 条第 1 項各号に基づき知事が委任できる権限及び事務は次のとおり

## &lt; 1 号 &gt;

- ・ 病院等が提出する罹患情報の受領（6 条 1 項）
- ・ 病院等から収集した罹患情報の整理及び国への提出（法 8 条）
- ・ 国が罹患情報を整理する際に、県が国の依頼に基づいてする調査及び報告（10 条 2 項）
- ・ 国が死亡者情報により判明した罹患情報を記録する際に、県が国の依頼に基づいてする調査及び報告（13 条 2 項）
- ・ 市町村、病院等の管理者への資料提出等にかかる協力の要請（16 条）

## &lt; 2 号 &gt; ※それぞれ提供の決定を除く。

- ・ 県が設立した地方独立行政法人等への情報の提供（18 条 1 項）
- ・ 市町村等への情報の提供（19 条 1 項）
- ・ 病院等への情報の提供（20 条）
- ・ がんに係る調査研究を行う者への情報の提供（21 条 8 項、9 項）

## &lt; 3 号 &gt;

- ・ 地域がん登録情報等を、都道府県がん情報と一体的に記録し、及び保存するための都道府県がんデータベースを整備すること（22 条 1 項）
- ・ 都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報の匿名化を行い、又は消去すること（22 条 3 項）

### 3 「公益財団法人熊本県総合保健センター」を指定することについて

#### (1) 指定の要件

- ・ 「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」 （法第24条第1項）
- ・ 「がん医療等について科学的知見を有する者」 （施行令第8条第1項）

#### (2) 指定の根拠

当保健センターは、当該機関の設立目的、構成員及びがん医療等に係る実績等を総合的に判断し、「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」として適当と考える。

- ・ 保健センターの設立目的は、がんを始めとした生活習慣病予防を通じて、県民の健康向上に寄与することとされている。
- ・ 職員数の約7割が、医療・保健業務に従事する者である。
  - ・ 職員数146名中、医療・保健業務に従事する者は96名  
(医師10名、放射線技師24名、臨床検査技師32名、看護師14名、保健師12名、栄養士4名)
- ・ 毎年、地域や職域、学校において、各種がん検診等を実施し、平成26年度の検診実績は、延べ約35万人であり、がん医療等に係る十分な実績と科学的知見を有している。
- ・ 平成26、平成27年と地域がん登録業務を委託して、それぞれ約1万7千件、約2万1千件の届出票の受理、国への提出等の業務を滞りなく遂行した実績を有している。

#### ※参考

保健センターは、厳重に施錠されたがん登録業務専用の部屋を設置しており、個人情報の厳格な管理が可能である

#### (今後の予定)

- 平成28年2月 : 法第24条第1項及び令第8条第1項に基づき、  
「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」を指定
- 3月 : 全国がん登録業務委託契約の締結
- 4月 : 委託業務の開始